

第四十三回 参議院災害対策特別委員会會議録第十号

昭和三十八年六月二十六日(水曜日)
午前十一時五十分開会

常任委員 鈴木 武君
会専門員

委員の異動

六月二十六日

辞任

坪山 徳弥君

補欠選任

館 哲二君

出席者は左の通り。

委員長 辻 武寿君
理事

委員 藤野 繁雄君
米田 正文君
吉田忠三郎君
村尾 重雄君
井川 伊平君
稲浦 鹿蔵君
小柳 牧衛君
館 哲二君
林田 正治君
森部 隆輔君
矢山 有作君
小林 篤一君
岩間 正男君

國務大臣

農 林 大臣

政府委員

大蔵政務次官

農林政務次官

農林省大臣官房

建設政務次官

建設省道路局長

事務局側

重政 誠之君

池田 清志君

大谷 賢雄君

檜垣徳太郎君

松沢 雄蔵君

平井 学君

第十九部 災害対策特別委員会會議録第十号 昭和三十八年六月二十六日

【参議院】

本日の會議に付した案件
○災害対策樹立に関する調査
(長雨等の災害対策に関する件)

○積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、予備審査)

○天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、予備審査)

○委員長(辻武寿君) ただいまから災害対策特別委員会を開会いたします。委員の変更について御報告いたします。

本日、坪山徳弥君が辞任され、館哲二君が選任されました。

○委員長(辻武寿君) 災害対策樹立に関する調査として、長雨等の災害対策に関する件を議題といたします。

御質疑のおありの方は御発言願います。

○矢山有作君 大臣、すわったままやりますから、どうぞすわったままでお答え下さい。

きょうは、実はこの間、檜垣官房長に来ていただいて、今度の長雨災害対策に関する問題でお聞きをしたわけです。ところが、その中で明瞭にされてない問題がありますし、もっとも政府

です。これまでも明示されたものもありますが、それらを除いて、不明確な点についてお尋ねをしたいと思うのです。と同時に、きょう私どものほうで

大蔵大臣の出席を求めましたのは、農林大臣は非常に農業に理解があつて、農民の立場で一生懸命やっていたのだとおのらうと思うのですが、とも

すれば、大蔵省がなかなか財布の紐を締めて、十分の対策が打ち出せない面があるのではないか、こういうふう

に考えましたので、来ていただいて、この委員会における議論も聞いていただ

きたい、こういう立場で出ていただいたわけですね。今私ども、大臣がお見えになつておれば、陳情もお聞きに

なれたと思ひますが、まあ、何も今聞かぬでも、平素どんな災害地帯からの陳情は受けておいでになると思ひ

われわれもそういう陳情を数多く受けておりますし、またこの間、私も党のほうから中国地方の災害の実地を視察して参りましたので、そういうところ

からきょうは質問をさせていただきたい、このように思つております。

質問に入ります前に、御承知のように、政府のほうでは、三十六年に農業基本法という法律を制定されたわけ

です。私は、今の農政というのは、その農業基本法というものを踏まえて打ち

出されてきておるのだというふう

に解釈しております。ただ、その施策が十分であるかどうかという点について

は、われわれとしては非常に不十分な

点が多々あるということを申し上げなければならぬのが実は残念なんです

が、いずれにしても、農業基本法を踏まえての対策だと思ひますが、そう

した場合に、農業基本法の一つの大きな中心のねらいになつておるの

は、農業の自然的経済的な、さらに社会的な不備を補正して、生産性の格差を是正

する。そして農業従事者の所得の向上をはかつていくのだ、そして他産業の

従事者との均衡をした生活ができるようになつておると思ひます。そうす

ると、そのことを踏まえて、今度の災害対策が出てこなければならぬはずだ

と私は考へております。政府のほうでは、農業基本法を、私が今言いま

したように、十分に御理解になつて対策を立てられておるのかどうか、そうい

うことで、まず、各個の問題に入つていく前に、前提として、そうした大筋

の問題についてお考えをひとつ聞かしていただきたい。こういうふう

に思ひます。それに基づいて、具体的な質問に二、三入らしていただ

きたいと思ひます。

○國務大臣(重政誠之君) 農業基本法は、御承知のとおり、農政の向かう

べき方向を定めたものでありまして、私どもは、この農業基本法の示すこ

ろに従つて具体的の方策を立て、あるいは財政措置をやり、あるいは法令を

制定いたしました。その農業基本法の目的とするところを実現いたすために

努力をいたしておる次第であります。

○矢山有作君 今見ると、今度のこ

に提案になつておるものに、それぞれ今度の災害対策に関連して、天災融資

法の一部改正等の問題も出ておるよう

ですが、この内容は、私今もらつたばかりでまだ検討しておりませんので、

だからそのことを前置きにして具体的な質問に入ります。

今おっしゃつたような農業基本法に

対する御理解をお持ちになり、それを踏まえて今度の災害対策をやられると

いうことになると、基本法で見ると、

第十条に「農業災害に関する施策」と

いうものが出ておるわけですね。それ

を見ると、政府のほうは、「国は、災

害によつて農業の再生産が阻害される

ことを防止する」、さらに、「農業経営

の安定を図る」、このことを目標にし

て「災害による損失の合理的な補てん

等必要な施策を講ずる」、こうなつて

おるわけですね。

そうすると、農業基本法の基本的な

精神からいけば、この第十条の規定と

いうものを十分に満足させるような施

策が今度の災害に対してはほしいわけ

です。災害の規模等については、先般

農林省のほうから、六月十日の調査で

補正した資料をいただきました。総額

七百二十六億であります。こういうこ

とになつておるようですが、しかし、

災害の実態というのは、私どもが現地

で見た状態のもとでは、そういうふう

なワケ内にとてとどまらない。しか

も、現在の災害の数字はそういうふう

すから、これはもう水かけ論に終わる
と思うのです。

ここで私はお伺いしたいのは、この
ような措置に対して、大蔵省はどの
うふうに考えておられるのか。おそら
く、農林省からこういう改正案が提示
されて、大蔵省にも御相談があったこ
とと思うので、これは全面的に受け入
れて、それだけの予算措置はとられる
のだと思えますけれども、どういふ
うにお考えになっておりますか。大蔵
省のほうの御意見をひとつ承っておき
たいと思うのです。

○政府委員(池田清志君) 今回の長雨
によります被害が甚大でありますこ
とは、お示しのとおりでございます。
先ほど来、農林大臣がお答えを申し上
げておりますように、集計をいたしま
した当時の時点としては、七百二十六
億円の被害というものをもちまして、
これについての救済と申しましよう
か、対策を講じておるわけです。これ
につきましては、まず政府がやります
ことは、既存の法制においてできるこ
とはそれでやっていく。早く迅速にや
る、こういうことでございます。なお
それでやることのできないことにつ
いては、新しく法制をお願いいたしま
して進めていくというのであります
が、それが、つまり、天災融資法の特
別措置というようなことも、その一つ
の現れでございます。その内容につ
きましては、農林大臣からなる御説明が
ありましたわけで、これは制度として
進めて参るのでありますから、大蔵
省といたしましては、この方針に従っ
て進めていくつもりでございます。

○矢山有作君 それで、もう一つ問題
になりますのは、一応お示しいただい
たように、農業総収入の一割、しかも
それが、その農作物の八〇%以上の被
害があった場合に、いわゆる三分五厘
の利率を適用する、こういう改正の趣
旨だと承ったのですが、往々、実際に
これを適用していく場合に、きびしく
ワクを締め上げて適用していくとい
うことが従来見られてきたのです。今度
の災害というのは、やはり実態を的確
に把握されて、特に今農林省でつかん
でおられる災害実態よりも、今後ま
ますその被害が拡大するというこ
とは、おそらくあなた方も予想されてお
るだろうと思う。私もそういう予
想に立っておるのです。したがって、
こういう基準をきびしく適用された場
合には、しかも現在の調査の時点に
立って適用する場合には、この改正を
やらなくても、ほんとうの効果が上がっ
てこないと思うのですが、その点につ
いて、今後の運用を、もし改正案が成立
した場合に運用を、その点を十分に配
慮していただきたいと思うのですが、
それに対するお考え方を承りたい。

○国務大臣(重政誠之君) これは、十
分に今回の災害についての認識を深め
るように、政府機関、関係金融機関の
ほうにも申し入れをいたしておる。昨
日も農林漁業金融公庫の総裁を呼びま
して、これは他の問題であります、
自創資金の融資についての条件緩和の
問題等、いろいろ私と話しをしており
ますが、すでにもう総裁としての考え
方で、おおむね私と意見が一致してお
ります、それらはすでに末端までそ
の体制を整えておるようであります。
したがって、ただいまのお示しのよう
なことも、私は心配はないと思ってお
るんですが、さらにこれは十分に示達
をいたしまして、ことさらにきびしく
なるというようないふことがないように、
合理的に運用をするように重ねて注意
をいたします。

○矢山有作君 その点で、私も十分の
措置をとっていただきたいと思います
が、とかく末端にいきますと、被災農
民の立場をそのまま反映しないよう
な査定が行なわれることがあります
で、そういうことのないように、十分
な配慮を願いたいと思います。と同時
に、私は先ほど、特に無利息の融資を
考えるべきじゃないかと言いました
のは、この天災融資法の三分五厘の利率
の適用で融資をやっても、なおかつ救
済のできないような被害者が、調査さ
れた場合には出てくると思うのです。
そういう者は、三分五厘の利率を払っ
て金は借りられないのだから仕方があ
りませんという態度をとられるのか。
何かそういうものに対する救済措置と
いうものを考えておられるのか。私
どもは、そういうような経営の農家にし
ても、やはり農家として再生産だけは
確保してやらなければならぬわけで
から、それに対する対策を具体的にど
う展開するかということが問題だと思
うのです。大借金を借りるということ
すら、そのような被災農民にとっては
非常な負担になるわけですから、まし
て三分五厘にしろ、利率を払うとい
う力はない。そういう非常な激しい、天
災融資法で救済されない農民に対する
対策というものを、ひとつ私どもは、
あるならば聞かしていただきたいと思
うわけです。

○国務大臣(重政誠之君) 私は、やり
り天災融資法だけではございません
が、自作農創設資金の融資であります
とか、あるいは種苗についての政府の
助成の問題でありますとか、あるいは
共済金の仮払いをやる、さらに加え
て、三十八年産米の概算払いをやる、
あらゆる手段をとってやるわけであ
りますが、それでどうも救済がでない
というようにすることは、私は大体なら
ぬと思うのですが、しかし、たくさん
の農家の中でありまして、どうい
う状態のものでどうしてもいかぬとい
うようなものができるかもしれません。
しかし、これはもはや、農業政策上救
済をするという線からはずれたもの
だろうと思うのでありまして、そうい
うのは、別途これは社会施設その他に
よって救済するよりはほかはない、こ
ういふうに私は考えております。

○矢山有作君 なるほどおっしゃった
ように、自創資金もありました。それ
から共済金の支払いということもある
でしょう。あるいは三十八年産米の概
算払いということもあります。それら
によって救済できないものは農業政策
上の救済対象にならぬとおっしゃる
わけですが、しかし、それならば、今
度の災害に対して、政府としてそれら
の救済策をどう考えるのかということ
は、これは農林省の所管ではないに
しても、農民という立場を考えたなら
ば、農林大臣が積極的にその意思を
持って、これはやはり政府として方針
を出さなければならぬ問題だと思
うのです。そういうことで突っ放され
たのは、そういうような零細な農民とい
うのは、これは浮かばれてこない。し
かも、今度の災害の実態から見ても、共
済金等の対象で救済される農民がど
れだけあるかということ考えた場合
に、私はこれは非常に疑問だと思
う。

この問題はまたあとから触れますけれ
ども、たとえば、簡単に申し上げまし
ても、麦の共済の加入の状態をお考
えになつてもわかると思う。果樹や
他の蔬菜については、何らの共済措
置がないわけですね。そうするならば、
そういう大臣の御答弁のようなこと
で突っ放されたのでは、私は今度の災害
対策ではきわめて不十分になると思
うのですがね。

○国務大臣(重政誠之君) 私は、矢山
さんの言われるような場合が絶無とは
申しかねるわけでありまして、ほとん
ど大部分のものは、これで救済でき
ると思っております。自創資金のごとき
のを活用いたしますれば、野菜を栽培
しておるものであろうと、果樹をや
っておるものであろうと、自創資金に
よってすべてその対象になり得る
のでありますから、私は、矢山さんが
言われるようなことは、きわめてレア
なケースであらうと思っております
が、それについて何らの手を打たな
いのかと言われるわけでありまして、
現行の社会保障制度等によって不十分
であるという、そうしてまた、それ
以上にやらなければならぬというよう
なケースが出てきますれば、これは考
えなければならぬと思っております
が、私は大体これでいけるんじゃない
かと思っております。

○矢山有作君 まあ農林大臣、農民の
実情というものをただだけ知ってお
いになるかならぬか、おそらく私は十
分に把握なさっておらぬからという
気楽なお話とおっしゃれると思
う。私は、実は個人的な話をし

わけないのですが、昭和二十年のあの
大災害のときに——大洪水のときです
ね、あのときに、私はちょうど復員を
してきたのです。ところが、私のとこ
ろの地区というのは、川岸に大体田畑
が十八町歩ほどある。ところが、堤防
が切れて、そこに幾ら少なくても一尺
ひくいところは一丈からの土砂が積
もった。私は、もうこの農家は壊滅
だ、とてもじゃないが、こんなものが
復旧できるわけがないと考えていた。
ところが、私自身も、おやじに言われ
て、牛の尻にそりをくっつけて、そう
して土砂の運び出しを半年ほどやりま
した。それを農民は、驚くなかれ三カ
年間続けたのです。そうして、その田
畑は復旧しております。ところが、そ
の間における農民の苦しみというもの
は、どれだけ生活状態を切り下げてい
るか。これは、実際被災農民でなけれ
ば私はわからぬと思う。そういう実態
が農民の現在の実態であるということ
を私は十分御認識願わなければならぬ
と思う。と同時に、そういうような農
業の状態に追い込んだというのは、や
はり今の日本の政治のあり方に問題が
あるんですからね。そうすれば、やは
り救済対策にしたところで、今私が例
示しましたような天災融資法で救済で
きないようなもの、あるいは自創資金
や共済金や、あるいは米の概算払いで
救済できないものはきわめてレアだ
なとは言っておれないのです。現在の
農民が再生産を確保しておるといふの
は、いわゆる飢餓状態を続けながらの
再生産、と極端に言えば言えないこと
はない。自分の生活状態を切り下げて
おる再生産である。これは、正常な意
味での再生産確保じゃないんです。こ

の点を御認識願って、今後の災害対策
というものを総合的に考えていただき
たいと思うのです。
ここで、じゃすぐこの災害に對し
て、私どもが今言いましたようなケー
スに對しては、無利息で貸し出す融資に
踏み切ってもらいたいと思ひますが、
それだけでなしに、今御説明したよう
な実態を踏まえて今後の総合的な災害
対策というのが政府に立てられてこ
なければ、そのときそのときの災害に對
処して場当たり的な政策をとってお
たのでは、いわゆる正常な形での再生
産の確保はできないし、所得の格差の
是正にはなりません。このことを私は
はっきり申し上げたいと思うのです。
今後の展望として、政府で今までも
に、依然としてこのような場当たり
的な災害対策で切り抜けていこうとせ
られるのか。あるいは明治以来だとい
われるような大災害に會つたこの時点
を踏まえて、総合的な災害対策とい
うものを考えてみようという御意思が
あるのか、この点をひとつ今後の問題の
一つとしてはお伺いしておきたいと思
うのです。

○国務大臣(重政誠之君) 御承知のと
おり、災害救済の制度といたしまし
ては、先般も御協賛を得ました農業災
害共済制度というものを、拡充、充実を
していくのが第一であると思うのであ
ります。それから第二は、ただいま問
題にもなっておりますようなこの天災
融資法、激甚災害の措置というよう
なものによって、制度的にこれを救済を
していくという行き方で行くのがいい
と思うのであります。なお、大災害の
場合におきましては、今次のような、
種苗についてどうするとか、食糧をど

うするか、あるいは飼料についてど
うするか、あるいはこの問題を、災害
の程度に応じて、緊急迅速に措置
をしていくということではいかんけれ
ばならぬ、こういうふうな考えておりま
す。

○矢山有作君 大臣、非常に共済制度
の拡充強化ということに大きな期待を
持っておられるようですけれどもね。
この間、共済法の一部改正案が出た審
議の状態なり、あるいは一部改正の中
身を見たときに、しかも将来の共済制
度の拡充強化に関する政府の展望につ
いての考え方を伺いたしたときに、私
どもは、御答弁の中でおっしゃって
いるように、共済制度に期待をしてこ
ういふ災害対策の確立をはかっていく
ということ、これはもうおそろしくで
きないのじゃないかという失望を感じ
てゐるのです。特に今度の災害の場合に
は、共済の対象になつてゐる麦だけ
じゃないのです。果樹もあれば、野菜も
ある。菜種、除虫菊、その他の工芸作
物全般にわたつておるわけですね。と
ころが、これに對して、じゃ共済の対
象になつてゐるか——なつちやあらぬ。
なるほど、果樹共済については、今試
験段階だといわれる。ところが、それ
じゃ試験段階が経過した後に、いつこ
ろ果樹共済をやる見込みがあるのかと
いうことをお尋ねしたときに、その目
安は立たぬとおっしゃつた。そういう
状態の中で、災害対策として共済制度
を大きくクローズ・アップされてみた
ところで、それはただ政府の今次の災
害に對する言ひだけであつて、私
はそれは実がならぬと思ひます。もし、
それをそこまでお考えになるなら、真
剣に災害対策をお考えになるなら、真

剣に将来の共済制度に對する抜本的
な改正というものを考えなければなら
ぬ。私どもがこの間共済法に反對をし
たときに、与党の代表の方が、災害に
對する国家補償を考へるのは、それは
土地国有を考へ、あるいは共有を考
え、強制労働まで考へられる人たち
の言ひ分だと、こういうことをお
っしゃつた。そういう感覚であつたの
では、共済制度に對する抜本的な改正
はわれわれは期待することはできない
のです。私どもは、なぜ災害に對して
抜本的な共済制度を作れということを
言つておるかといひますと、私もこの
間調べてみたのですが、三十四年の十
一月に、全国の農協大会というものが
あつたわけなんです。あるいは三十五年
の二月に全国の都道府県の農協中央会
長の會議があつた。これらの會議の状
況を見ておると、現在の農協制度に對
しては期待できないということ、ど
ういふことを言つておるかといふと、
こういうことを言つておるのです。今
え、むしろ災害に對しては国家補償方
式を確立すべきだということを打ち出
してきておるのです。これはもう農民
の声なんです、このことが。また農民
は、今までも自分の農業経営の中の実
態、体験の中から、もう災害に對する
自分たちの立ち上がりは国家補償しか
ないのだということを肌で感じておる
のです。そのことを私は新しい農政を
展開されようとする政府に期待せざる
を得ないのですが、そういう点で、こ
の間の農協法の審議の経過、さらに今
後の共済制度のあり方等について、ど
ういふふうにお考えになりますか。

○国務大臣(重政誠之君) 私は、根本
的に、やはり先ほども申し上げました
とおり、矢山さんと思ひを異にしてお
る、その点は。でありますから、これ
は幾ら申し上げても御了解を得ること
はできないと思ひますが、私は、共済
制度というものは、現在の共済制度
は、ただいま申されたとおり、ある
いは菜種とか、あるいは野菜とかさう
いうものはその対象になつておらぬ。
だから、将来共済制度というものはだ
めなんだというふうに言われること
は、私は当たらないと思ひます。私
は、拡充充実を將來して、この共済制
度によつて農家の災害を救済するとい
う建前であくまでもいかなければなら
ぬ、そうしなければ、農業災害とい
うものに對しては、まるで政府がみな
しりをぬぐうのだというやうなこと
は、これは農業経営の自立というもの
は私はないと思ひます。そういう考え
方は私とらぬ。あくまでも、この制度
の充実をする、拡充をしていく、こ
ういふ建前でいくのが私は筋道であ
らうと考えておるのです。

○矢山有作君 これは、口でおっしゃ
るのは、そういうふうにおっしゃるの
です。ところが、共済制度の拡充充実
の問題一つを取り上げてみても、この
前の共済制度の協議會があつて、各党
からそれぞれ参加を、また農業関係
の団体も参加をして、あれだけの時間
と努力を費やして、かなり抜本的な前
向きの改正案ができたのです。ところが、
その改正案すらほとんど取り上げ
られてないじゃないですか。なるほど
一部採用になつております。しかし、
あの採用の状態では、大臣が大臣とい
う立場を離れて、あなたが一個の個人
となつて、あの共済制度がなるほど協

議会の答申のように充実されて、将来大いに前進する展望ができたのだということは、私はおっしゃれないと思うのです。あなたは大臣をしておられるから、あれで抜本改正なんだと、あれを足がかりにして強化充実なんだと、こうおっしゃる。ところが、それじゃ強化充実するために、たとえば、ただいま言いましたような、果樹共済に對してだって、どうするのですか、いつを目安にしてやるのですか、と言ったら、目安は立たぬとおっしゃるのだと。そういうようなことではだめだということです。

それから、災害に對する国家補償ということが思想の違いだとおっしゃったが、これは思想の違いじゃない。われわれは社会党です。しかしながら、社会党だからといって、思想の立場から言っていない。ということは、農協の大会が、災害に對しては国家補償という措置が出てこなければ、あなたが今おっしゃった農業経営の自立はできないのだということを言っておるのです。あなたのほうは、災害国家補償なんというのを言う。と農業経営の自立はできないとおっしゃる。これは、農民並びに農民の団体とあなたとの間に根本的な開きがある。私どもの社会党との思想の開きじゃないのです。農民と農民団体と今の政府とのものの考え方に根本的な相違がある。この点を十分認識されたいといけませんよ。

○國務大臣(重政誠之君) 社会党であるから根本的に思想が違うということをおっしゃるのじゃないのです。それからまた、農業団体がそうだとおっしゃるが、これは一体ほんとうにそうであるかどうかということも十分に私は

検討してみなければならぬと思うのでありますが、要するに、多くは、農家というのは、災害があったときは全部政府でしりぬぐってあげれば、これは一番楽なので、そういうふうな考え方の傾向がある。ということは私もよく承知しております。しかし、大体みんな他力本願でやっているからいけないのであって、やっぱり自主的に自分の力でやっていくということが私は必要であらう、こういうふうな考えでおるわけです。

それから、果樹について、いろいろ、いつできるかわからぬといううなことを言ったと言われるが、私はそういうことは言っておらぬですよ、そういうことは。私は、これはできるだけ早い機会にやるつもりでおる。私は、そんなものはいつやるかわからぬというふうな、そういうことは言いたくないです。

○矢山有作君 まあ、私は質疑の中で言葉じりをとらえて議論をしようとは思いませんが、しかし、ただ単なる国会の通り一べんの質疑で終わるということじゃ、これは前向きな姿勢は出てこないと思う。したがって、ある程度失礼だと思いますが、議論をするような形になりますけれども、今おっしゃったような共済に對する考え方、災害に對する補償の考え方というのは、それは思想の相違じゃないのです。これは考え方の相違なんです。思想という言葉は、そういうところにはつきません、これは。それが一つ。それからもう一つおっしゃった中で、私は大臣がお取り消しになったほうがいいじゃないかと思ひますのは、少なくとも、全国の農協大会なり、各

都道府県の農協中央会長の会議で正式に決定を見ておるのです。これを御存じないはずはない。それは、農協陣営の考え方、しかもそれは農民を代表しておるのですが、その正式の会合で決定された決議がほんとうかどうか検討してみなければならぬ、こうおっしゃったのは、これは大臣、お取り消しになったほうが、私はあなたのためだと思ふ。それからあなたは、農民なり、農民の代表である農業団体を御信頼ならぬのですか。私は、農民なり農業団体というものを信頼するのです。その点が二番目。

それからもう一つは、農民は他力にたよってやろうなんて考えておられますよ。私自身の体験を今申し上げましたが、農民は、自分の食べる飯を減らしてでも、自分のほしいものを買わないでも、何とかして、国の措置が不十分だから、自分の力で立ち上るうなと思つて今日までやってきておるのじゃないですか。やってきておるから、これだけ、何と申しますか、他の産業に比べて激しい格差をつけられながら、なおかつ農業生産を維持しておるのです。こういう点について、これは根本的にあなたの認識が間違つておられますよ。ということは、ひとりあなただけでなしに、政府の認識が間違つておりますよ。この点は、はっきり釈明なさつておいたほうが、私は今後の政府のためにはないかと思ふ。さらに、行き過ぎた御答弁はお取り消しになつておいたほうが、私は政府のためにはないかと思ふので、御忠告を申し上げますが、どうですか。

○國務大臣(重政誠之君) 農協の大会の決議というのは、私はまだ見ておらぬのです。見ておられませんから、そういう決議があったら、農協としてはそういう考えなんでしょう、それは。しかし、農業団体、農家全般の考え方というのは、農協の決議が全部を代表しているわけでもないのですから、だから、これは農家諸君全体としての考え方というものは、これは検討をしてみれば必要がある、こういう意味で申し上げたわけでありませう。

それから他力本願ということをお取り上げましたが、これは、矢山さんのような、非常にまじめにおやりになつておる方々も多数おられることは、もちろん私も承知しておるわけでありませうが、しかし、農業が一つの企業であると考えた場合には、やはり自主的にものごとを片づけていくと、そうして政府はわき役で、できるだけ私に助、指導をしていくということが私は筋道であると考えておるものであります。そういう意味において、災害があつたら何でも政府が全部しりぬぐうんだという考えで国家補償といううなことを考えられるならば、私は筋道が違ひやしないか、こういうことを私は申し上げたわけでありませう。

○矢山有作君 まあ、議論ばかりしても仕方がありませんので、最後に一つだけ申し上げて、この議論は打ち切つて、また後日議論をしたいと思いますので、すかね。

農協の決議があつたことを知らぬとおっしゃるのは、これは知らないほうが悪いのです。少なくとも、大臣は農政の専門家なんですから、おそらく農業団体との関係は非常に密接だと私は考へるので。だから、これは御存じになつておるのが当然であるし、さら

にまた、農協の全国大会できめたことが農民の意思を代表するものかどうかを知らぬとおっしゃるけれども、そういうことをおっしゃるなら、一体、どういう機関で、どう出てきた考え方を信頼されるのか、私は、実にこれはとんでもないお考え方だと思ふ。ことはどさように、農民と農協を信頼しないで、農政は私は展開できぬと思ひます。だから、もしあなたが、今おっしゃったように、農民と農協に對しての不信任感を持っておられるんなら、この不信任感に絶対に対抗していただかなきゃいかぬ。そうしなかつたら、施策の遂行ということとは不可能になります。

このことを一つ御忠告しておきたい。さらにもう一つは、農業は企業だ、こうおっしゃるんです。だからなるべく自主的に考えていく、国にたよるな、こうおっしゃる。しかしながら、現在政府自身がつておいでになる経済政策全般を考えながら、私は農林大臣にこのことを言っておきたいのです。なるほど、農業が企業のな形をとつておるとは言えるでしょう。しかしながら、その企業のな形をとつておる農業が、今日の窮境に追い込まれておるといふことは、これは農民の責任じゃないですよ。先ほど来私が申し上げておるように、農民は、自分の生活を維持するということ、自分が生きていくためなんですから、自分が生きていくためにぐらひ人間は真剣になるものはないのです。したがって、農民は真剣に企業経営をやつておる。ところが、幾ら真剣になつて、生きんがため企業経営をやつても、農業経営をやつても、なおかつ成り立たないといふのが現状なんです。このことをお

考えにならなさいけない。しかも、政府が大企業に対してどういう政策を展開されておるか、このことを、あなたがもう少し閣議会議その他で十分研究され、勉強されたら、所管の農林大臣として、農政に対する政府の担当がいかに薄いかということをお私に実感させられると思う。そういう真剣な検討をされておらないから、今のような御答弁が私は出てくると思うのです。だから、この点もひとつ、農民の事情というものを御理解なさるようになり、真剣な態度で、国の経済政策全般とにらみあわせて、いかに農業政策が貧困であるかということをお私に、あなたに勉強をしていただいて、農政の専門家の名に恥じないような農業政策を展開をしてほしい、今次の災害対策を立ててほしい、このことを申し上げておきたいと思ひます。この問題については、それを申し上げて、もう議論はこれでやめなす。

なお、具体的な問題で、この閣官房長にお尋ねをして結論の出ておらない問題がもうほかに一、二あるんですが、時間が来ておりますので、簡単に申し上げますから、それに対して端的にお答えをいただきたいと思うのです。

一つは、非常に強い要望になって出ておる現在の麦作の現状から考えて、等外下麦はとにかく政府で責任をもって買ってくれ、こういうことを言っているわけですね。これは確かに、私は一つの激しい災害に遭遇した農民の所得を、何とかして少しでも減少するのを防ごうとする切実な声だと思ひますが、これに対して、今まで御答弁の中で明らかにしておりますのは、等

外上は、これは買い上げにきまつてい。等外下のもものについては、仕分けして、えきになるものは、農協系統にあつて買ひ取らせよう、えきにならぬものは、これは共済の損害評価に入れよう、こうおっしゃつてい。ところが、それでは私は、今度の災害対策としては、災害の事情からして、どうしても不十分だと思うのです。それは、先ほども言ひましたように、麦の共済加入状況や、さらに災害の現実は、赤枯病が蔓延して、えきになるものはほとんどない、こう言われている。だから、今の政府の方針で救済することは不可能ですよ。だから、等外下については、この際私は、やはり思い切つて全量買い上げの措置をやつていただきたい。食糧の買い入れは食糧でなければやれないと、こうおっしゃるでしょう。さらにまた、えきで買い上げようにも、飼料需給安定法の適用もできない、買い上げもできない、こうおっしゃる。なるほど、現行の法律制度はそのとおりです。私は先ほども言ひましたが、現行の法律制度をワグをはみ出して措置していただきたいということを前提に申し上げてい。この等外下の全量買い入れの措置がとられるかどうか、ぜひそれをとっていただきたいということをお願いしたいと思ひます。

○国務大臣(重政蔵之君) お答えする前に、先ほどのお話について誤解があるといけませんので、ちょっと申し上げておきますが、私は、決して農協系統機関を信用していないのではないことは、これは申すまでもないことではあります。こういう災害等につきま

では、農協もさることながら、そのほかにも共済協会というような全国的な組織もあるのではありませんから、それらの意見も参考にするのは当然のことであらう。こう考へて申し上げたわけでありま。

それから、他のいろいろ産業政策、経済政策を考えて、農業に対してもう少し手厚く施策を講ずべきではないかという御意見であります。これはそのとおりであります。私も、そういう考へのもとに、たとえば、この災害につきましても、農業災害共済制度におきましても、できるだけ政府が掛金負担をするというように行方方をやつてい。その一つは現われでありま。それから、ひとつ御了承を賜りたいと思ひます。

それから、ただいまの等外下麦の買い入れの問題でございしますが、食糧にもならぬ、えきにもならぬ、ほかに使道のないものを買え、こうおっしゃる。これは買うのではありません、それだけのものをやれということなので、意味は、それは、冒頭からお話が出ておりますように、政府が全部補償するということ建前はとらない、こういう考へ方でありま。それによつて御了承願ひたいと思ひます。全部政府が負担するといふので、それに対してそれと同等の価値のものを、政府が、どういふ名称ですか、見舞金とか何とかといふようなもので交付するといふわけには参らない。でありますから、それはあくまでも一つの制度の対象として、これを全額と見て共済金をできるだけ多く交付ができるようなことを一面において考へましよう、こういうことを申し上げておるわけでありま。

○矢山有作君 今おっしゃったことは、今までのことに触れてきたことも関係があります。で、今の大臣のおっしゃられたことを承せよとおっしゃつても、私どもは了承できない。それと、もし一歩譲つて考へた場合に、じゃ、えきに向くものを農協にあつせんするんだ、こうおっしゃるのですが、私は、現地にみた場合に、農協の方たちと会つて話してみますと、農協では、そういうものは買えぬと言つておりま。そんなものを買つても、これはどうにもならぬ。だから、えきに向くものからいへば政府で買い上げになつたらどうですか。

○国務大臣(重政蔵之君) これは、現実にこういう災害のありました場合に、やはり政府が中に入つてあつせんをして、農協と話し合ひをして、えきに回して現在おるわけでありま。それから、私といたしましては、それでひとつ十分農協のほうと話し合ひをして、そういうふうないき方でありま。い、こう考へておるわけでありま。

○矢山有作君 農協と話し合ひをなさるのはいいでしょうが、農協自体は、今そんなものは買わぬ、買つてもどう処理できるか、その保証もないんだから、こう言つておるわけなんだ、まあ政府で今後圧力をかけて買わせればともかくとして、私はそんなことをしてもらつちや困ると思ひます。と同時に、農協を通じて買ひもよろしい。よろしいが、その買い上げに対して、政府で何とか保証する方法はありま。か。この前このことをちやと官房長に申し上げたら、何か、農協は民間団体だから、政府がそんなものを保証する

ことはできぬといつて突つぱねられたんですがね。それはそのとおりだと思ひます。しかし、実際問題として、買い上げの効果の上がらぬことをしる。と言つて見ても、これは実際災害対策にならぬですね。だから、実際の買い上げ効果が上がつていくような方策を講じなければならぬわけだ。だから、政府で何らかの形で研究されて、責任を持たれるのか。そこまていかぬと、この買い上げは順調にいかぬ。ということを私は申し上げておきたいと思ひます。

○国務大臣(重政蔵之君) これは具体的な問題になつて参ると思ひます。あ。値段の問題もありま。し。あ。いはこの赤カビの含有率の問題もあるであらうと思ひますが、下麦を全部農協で買ひすよという考へ方ではない、これは農協も困ると思ひますが、ほんとうに飼料になる、いわゆる赤カビ病が、一〇%以内のようもので、実際にえきになるものは、農協だって、これは農民の団体でありますから、農民がみんな困つておられるのに、農協はそういうめんど

うなことはやらぬといううなことは、私はいけなかつた。現に、今日までそういう処置を講じてきておりますが、そういううなことで、農協はあくまでもそろばん勘定だけでやるのだといううなことは、現実に言われておらないのです。でありますから、これはひとつ力を合せてやつてみたいと思ひます。

○矢山有作君 今言へばあであ、いろいろおっしゃるのすがね、しかし、実際にえきに向くものを農協に買わせるということだけをちやとえてみま

しても、えきになるものなんかがどれだけあるかということ自体が、すでに疑問なような状況なんですね、状況は。けさ朝日新聞を読んでも、状況は、天声人語というのがある。それに書いてあるのに、たんばに立て札をして、「この麦をのけてくれた方には二千円さしあげます」と書いてあるそうです。こういうことが所々方々で見られるのです。これは極端な例だと思えます。しかし、事ほどさように、今度の災害というのはひどいのです。この商業新聞で、実際が、今次の災害対策というのは農家の生活につながる問題だ、農家が命がけで作った麦を売ることができぬような惨状なんだから、これに対する施策というのはよほど根本的に考えなければならぬということを書いておるのですね。そういう事態を認識していただいて、麦の買入れの問題も処理していただきたいと思うのです。そうせぬと、御答弁でおっしゃったような調子では、麦一つを取り上げて、解決しませんよ、問題は。ましていわずや、麦以外の果樹、野菜やその他の工芸作物に対して、非常に広範に被害が及んでいるのに対して、この被害を救済するような対策がない。だから、私も農家の立場に立って、このことをあなた方に御要求申し上げている。そのことを頭に入れておいていただきたい。通り一べんの災害対策では困りますよ。

この問題は、まだ災害に関する一部改正案等も出ているのですから、そういう段階で、もっともと私どものほうでは強く要求して参りたいと思いますが、もう何しろ私の時間がせっぱ詰まって参りましたので、もう一点お伺いしたいのです。

ただいまの陳情を聞きましても、種子の確保ということとは非常に重大な問題になっているようにです。種子確保対策が問題であると同時に、これに対する種子の購入費だとか、あるいは輸送費に対する補助をどうするかという問題も一つの焦点になっておるのです。ところが、これについては、この間の官房長の御答弁では、何とかして助長措置をとりたいということで大蔵省と折衝しているのだ、こういう御答弁だったと思うのですが、その具体的な内容がおきまりになったのかどうか、おきまりになっておらないとすれば、どういうふうな具体的な話し合いをやっておられるのか、聞かしていただければ、おっしゃっていただきたいと思います。

○国務大臣(重政誠之君) 官房長が申しましたとおり、私といたしましては、種子代なり、あるいはその運賃なり、そういうものについて助成をいたしたい、こう考えておるのであります。まだはっきりはきまっておらない。大蔵省のほうとの話が詰まっておらぬと思えますが、これはできるだけひとつ努力をして、そういうふうにいたしたい、こう考えております。

○矢山有作君 それに関連があるの、ついでにお尋ねしたいのですが、今度の災害というのは非常に広範な病虫害も引き起こしておるわけですが、その病虫害というものは、今後のさらに稲作その他万般の農作物に対して大きな影響を持つということがいわれておるわけですが、そうすれば、この病虫害対策の確立ということが必要なのは当然なことだと思ふ。すでに自治体では、それぞれ対策を立てて活動を開始しているようです。そうすれば、これに対して相当の経費を食うということも明らかだし、また農民の側にすれば、農薬購入費など、例年になければは出費がかさむということも想像されるのです。そうすれば、先ほどの種子の問題とあわせて、これに対する対策をどういうふうにかえておられるのか。今後の生産に大きな影響を持つことだけに、ひとつお伺いをしておきたいと思ふのです。

○国務大臣(重政誠之君) 農薬について助成をすることにさうか、おきまりにわかには私も言えませんが、私はやりたいと思つておるのですが、大蔵省のほうの意見もありまして、さうなるかどうかはわかりませんが、ただいまお話しになりましたように、農薬を含めて、病虫害の駆除、予防について、何らかの助成をいたしたい、こういうふうには私は考えておる。まだそれは大蔵省との話が詰まっておりませんが現在の段階です。

○矢山有作君 それじゃ、大蔵省のほうから、これに対してどういう御見解を持っておられるのか、今までの農林大臣とのやりとりの中で、私どもの考え方なり、災害の実態というものは御了承いただけたと思ふので、今農林省と折衝しておいでになるこれらの問題、さらには、その他金融の問題等について、具体的なお考えがあるならば聞かせていただきたいと思います。それから、その考え方が煮詰まっておらないならば、私は、農林省からの要求がどの程度出されておるのかということについてはまだお伺いしておりませんが、農林省から出された要求を十分尊重して御決定をいただきたいと思ふのですが、この辺についてのお考えをひとつ承っておきたいと思ひます。

○政府委員(池田清志君) 先ほど来の御設問のことにつきまして、具体的なことのきまっておられませんことは、農林大臣からお答えしておるとおりでございます。ただいまのところ、農林、大蔵両省の間で事務的に検討を進めております。両省の意見一致いたしました後におきます助成措置につきましては、その決定いたしましたように大蔵省としては進めたいと思ひます。

○矢山有作君 とかく、大蔵省は財布を握っておられるだけに、財布のひもをゆるめたがらぬのです。できるだけ財布を締めよう締めようというのが大蔵省の正体なんです。ところが、こういう異常な災害に対処するいわゆる政策としては、今までの大蔵省のそろばんだけをもつてつじつまを合わせるというふうな考え方では、とうてい私は事にならぬと思ふのです。したがって、災害の実態なり、あるいはいろいろの問題は今十分御理解いただいたと思ひますので、そういう点は、今までのようなそろばん勘定だけで物事を処理していくんだということではなしに、政務次官おいでになっておられる、政治家も政治家だと思つておられます。政治家の本領を発揮して、大蔵省の役人に引きずり回されないうちに、十分の措置をとっていただきたいと思ひます。そのことをひとつお願いをしておきます。

と同時に、大蔵省の場合に問題になりますのは、今まで地方交付税や特別交付税の問題等については、大体方針が出されております。もう一つ問題は、やはり税の減免の問題なんです。ところが、この税の減免についても、それぞれの法規を適用して減免措置をの他をやる、こういう御答弁がおります。私も、ぜひやっていたきたいと思ふのですが、しかし、従来の例を見ますと、災害が起ったときには割合さういうことを真剣にお考えにたいておいてなるようです。ところが、災害の起ったときと税の賦課徴収をやる段階になりますので、災害のことなんか忘れてしまつて、下部の税務署では、取るだけ税金を取れという態度になるのです。これが現実なんです。ですから、その点は十分指導していただきたら、今度の災害の実態というもの、また農民の被害申告というものを尊重されて処置されるかどうか、そのことをひとつお伺いしたいと思います。

○政府委員(池田清志君) 国税あるいはまた地方税を減免するということは、災害対策の一環といたしまして、政府が進めておられることは御案内のとおりでございます。今回の長雨対策につきましても、この点に留意をいたしまして、所得税法、災害の減免法といったような根本法規に基づきまして、すでにそれぞれ措置をいたしておられます。申告期間の延長でありますとか、申告についての御相談でありますとか、あるいはまた納税の延期でありますとか、いろいろの手を尽くしてやっておるわけでございます。なおこの点は、本省ばかりでなく、末端に対しまして、それぞれ機関を通じて

通達をいたしております。御趣旨に沿うように、なおさら努力をいたします。

○矢山有作君 私に与えられた時間はもう過ぎておりますので、私の質問はこれで終わらしていただいて、さらに災害対策の具体的な問題で論議をされる段階に譲りたいと思いますが、しかし、今まで御質問を申し上げた中で、まだまだ触れてない問題がたくさんあるわけです。それらも含め、さらに私も言いましたようなことは、ただ委員会だけで言っておくということではないので、これはやはり農民の声に前進した姿を打ち出していただく努力をしてほしいと思います。特に、担当の主管大臣である重政農林大臣には、この点は強く私も要求したいと思っております。どうか善処していただくようお願いを申し上げます。私の質問は、きょうは終わらしていただきます。

○小林篤一君 まだ、これまで質問もございません、また方針も承っておりますが、この点を一つお伺いしたいと思っております。これをひとつお伺いしたいと思っておりますが、今回の災害につきましても、政府のほうではたいへん意欲的に考えをいただいておりますのでありますから、当然何か考えておられるのであります。どう思われるのであります。先ほど申し上げたように、まだ御意見は承っておりませんが、政府のほうで何か施策をやろうとされましても、農協というものがやはり相当これに対しては力を入れていくんでないかと、ほんとうの成績が上がらぬと私は

思うのです。ところが、この災害のため、農協も非常に大きな痛手を受けておられるのですが、たとえば麦であるとか、粟であるとかいようなものの取り扱い減少によって手数料が減る、あるいは保管料が減るといううなことで、また貸付金の回収がうまくいかない、あるいは貯金の減少を来たすとか、あるいは購買品の取り扱いなども減るといううなために、組合が経営上なかなか難点がでてくる。そうすると私は実は思っております。そうなりますと、せっかく農協に働かせよう、先ほどお話しのように、等外下麦の飼料になるようなものは農協にその始末をさせようといううなお話でありまして、これをやるようとしても、あるいは買い取りをするような場合は損することもあるかもしれませんし、また、えきにならなくて、損失を来たすといううなこともありましよう。しかし、農協も、そういうことは覚悟でやらなければならぬ場合も、それは多々起こると思っておりますが、それにしても、農協の経営というものがたいへん弱体化してきておる。思い切ったやれないような状態ではないかといううなことが懸念されるのであります。そこで、まずひとつ、わかっておればお伺いしたいのですが、一番今大きな問題は、麦、粟等の取り扱い減少による手数料とか、保管料というものはたいへん減る。そうすると、農協の経営に非常に支障が起くるのであります。これらについての何かお調べができておりましようかどうか、まずこれをひとつお伺いしたい。

○国務大臣(重政誠之君) その問題は、実は私もお話を聞かしまして、気にはいたしております。そこで、とりあえず、系統金融によって農協の運営が困らないようにしてもらいたいということ、で、中金のほうにその話はして、系統金融で一応はやっておるわけでありまして、ただいまお述べになりましたように、保管料の収入が減少する、あるいは手数料の収入が減少する、これは事実だろと思っております。ただ、それによりまして、農協がどの程度その影響をこうむるか、いろいろ農協にも、難解——と言っちゃ語弊がありますが、非常に基礎の強力なものもある、弱体のものもある、それらにどういうふうに影響を及ぼすかということ、は、実はまだ調べができておりません。とりあえず、これは農家の保護を先にするという建前、今はそちらに手をつけてやっておるわけでありまして、そちらのほうは、農協関係はとりあえず系統金融ということで今やっておるわけでありまして、いずれ、それは実態を明らかにいたしまして、何らか措置する必要があるものにつきまして十分考えた、こういうふうに考えております。

○委員長(辻武寿君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(辻武寿君) 速記を起こして。

○小林篤一君 ただいまお話しのとおり、まだお調べがつかないことは当然であり、対策がでないことは当然である減収になると思っております。私のほうで、実は、農業団体について調べた数字

は、麦と粟だけの取り扱い手数料と保管料を合わせた収入減というものは、十三億六千万円になるという数字を持っておるのでございます。これは正確であるかどうか、私はわかりませんが、このぐらゐの減収になるといふと、金融だけでは思い切った対策が農協として立たないのではないかと。非常に弱体化する農協がではせぬかということを私は心配しております。そこで、農協を大いに活躍させたいというお考えだとすると、こういうことについて、金融だけでなしに、何かひとつ農協が大いに働けるようなうなことをお考えをお願いしたい、こういうことを御希望を申し上げておきたいのであります。

○国務大臣(重政誠之君) それは、むしろ考えておりますが、先ほど申しましたように、実情の把握がまだできておりませんから、的確にどういうふうにしただけいいというところは、今申し上げかねますけれども、十分ひとつこれと検討いたしまして、できるだけのことはいたしたいと思えます。

○吉田忠三郎君 農林大臣、この委員会には大臣が出席するということは、幸い大臣が出席しております。きょうは、幸い機会に、私は、農協ではなくて、災害対策というもののについての基本をただしておきたいと思っておったわけですが、きょうは、たまたま時間、当委員会の運営上、このあとに、たいへん今度の長雨で災害をこうむった農家、あるいは農業団体の人々が期待をして、そして要望をいたしておきます法律の提案がありますから、きょうはいたしませんけれども、今申

し上げましたように、これから提案をされます天災法の一部改正の趣旨を見ますと、果樹であるとか、お茶であるとか、あるいは桑、こういうものに対象を中心として置かれておるのを見受けられるわけなのです。

そこで先ほど来、かなり多岐にわたって、同僚議員の矢山君が、やや基に触れる点について質問したり、意見を述べられて、答弁がございましたけれども、こういう問題は、冒頭に申し上げたように、まだまだ政府のこの対策については不十分な点がある。非常に言葉は悪いけれども、今の政府の対策というものは、災害の対策ではなくして、場当たり的な、つまり被害に対する応急対策のみにとまっております。私は見るのです。ですから、こういう基本的議論はあとでやりますが、せっかく今、多少なりとも、現行法で適用できない、適用困難であるということ、で、少しでも前に物事の解決をしようというこの法律が出てきたので、この際、この点を一つだけ聞いておきたいと思います。

農林大臣も御承知のように、北海道では、五月の下旬から、まれに見る早魃、強風の災害が全道的に発生したわけですから。その中でも、特に、地名を申し上げますと、網走、十勝の地方管内では非常に被害が多い。御承知のように、この地方は畑作農業が中心であります。しかも、作物が今非常に問題になっております。この甘味資源、つまりテンサイ、この被害が非常に多いのであります。北海道庁の調査資料を見ますと、被害面積は約五万ヘクタールぐらゐになっております。金額は、今度の長雨から比較しますと、微

々たるものだと思いますけれども、二十億程度になっておる、こう調査の結果が出ておる。しかも、テンサイ関係については約五千ヘクタールくらい被害をこう受けている。こういう問題が新たに発生してきたわけですね。

これを、今度しからば現行法でどう救済あるいは助成するかというふうにながめて見ますと、激甚法の中でも、私はなかなかこれは当てはまらないのではないかと、こういう感じがするし、それから天災法はもとよりであります。それから、今政府が一部改正しようとする法律案の中でも見つけるところができないのですが、こういった特殊な災害については、一体農林大臣は、天災融資法による災害資金の融通をどうするか、これが一つ。それから二つ目は、自作農の維持資金の融資についてどう考えているか。これは、ある意味においては天災省にも関係があります。こういう関係。それからもう一つは、テンサイ関係については、もはや再播をしなければならぬものだと私は思っています。こういう場合に、種子代に対する助成にどの法律を運用、適用していくかというところは、やはり問題になるうと、かと思うのですが、この機会に農林大臣の見解を聞かせていただきたいと思っております。

○国務大臣(重政政之君) これは、群馬、埼玉、栃木の降ひょう雪、突風の災害と一緒に扱うことに大体考えております。したがって、天災融資法の適用はいたすことになると思うのであります。大体そういうつもりで、今政府部内で関係方面と折衝をいたしてあります。大体そういうことになるうと思

それから自作農資金の融資の方法であります。これは、先ほど申し上げましたとおり、公庫の總裁を招致いたしまして、条件緩和等につきまして私から話をいたしまして、そういうふうな考えますということになっております。それから、自作農の資金の融通につきましては、できるだけ実情に合致して融資をするようにすると思っております。それからワクの問題であります。これはまだきめておりませんが、大体これは長雨も含めての話であります。不足のないようにワクは増ワクをいたしたい、こう考えております。

それから再播の種子の問題であります。これは、その種子を補助するにいたしますれば、これは予算の問題になるわけでありまして、法令の問題ではございません。これは、そういうこととありますれば、ひとつ何らかの方法によって検討をしたい、こう考えております。

○吉田忠三郎君 これは、大臣から好意ある御答がありまして、それでけっこうだと思っておりますけれども、ぜひ、こういう特殊な——今大臣が申されたように、埼玉県あるいは栃木県で起きたような問題は特殊な問題なんですね。ですから、それだけに、一般のたとえは今次の長雨であるとか、あるいは台風の災害であるとか、等々の災害とやはり同列に扱っていくということに特に配慮をしていただきたいということをお願い申し上げます。私の質問を終わっておきます。

○委員長(辻武寿君) 本件につきましては、本日はこの程度にとどめます。

○委員長(辻武寿君) 次に、積雪寒冷

特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から提案理由の説明を聴取いたします。松澤建設政務次官。

○政府委員(松澤雄蔵君) ただいま議題となりました積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

北海道、東北、北陸等積雪寒冷特別地域における産業の振興と民生の安定に寄与するため、その基本的対策の一つとして、昭和三十一年四月、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法が制定され、自來、同法に基づいて、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保を特に必要とする主要道路について、除雪、防雪及び凍雪害の防止に関する事業が実施されて参ったのであります。

今日まで約七年に及ぶこれらの事業の実績は、相當の効果を上げ、これら地域住民の福祉に貢献していることはもちろんであります。昭和三十一年一月豪雪による災害の実態にかんがみて、これら事業をより一そう推進する必要があると考えるものであります。これに関連して、この際、指定区間内の一級国道における直轄事業に要する費用にかかると、地方負担の軽減をはかる必要があると考え、この法律案を提出した次第であります。

その要旨は、建設大臣が道路交通確保五カ年計画に基づいて実施する指定区間内の一級国道についての除雪、防雪または凍雪害の防止の事業に要する費用にかかると、国の負担割合を三分の二とすることとしたものであります。

以上が、この法律案の提案の理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいますようお願いいたします。

○委員長(辻武寿君) 本案に対する質疑は、後日に譲ることといたします。

○委員長(辻武寿君) 次に、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から提案理由の説明を聴取いたします。大谷農林政務次官。

○政府委員(大谷實雄君) ただいま提案になりました天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

この法律案は、本年一月から二月までの降雪及び低温により、果樹等の永年性植物の折損、落葉等による樹体被害が相當広範囲に発生したことにかんがみ、現行の天災融資法によつては、このような態様の被害を受けた農業者に対して十分な経営資金の融通措置を講じがたいので、天災融資法の一部を改正して、果樹等の樹体被害を天災融資法上の損失額として取り扱うことができるよう措置するために提出したものであります。

改正点の第一は、天災による果樹、茶樹または桑樹の損傷等による損失額が、その栽培する果樹、茶樹または桑樹の被害時における価額の百分の三十以上である旨の市町村長の認定を受けた農業者を、天災融資法に基づく国の助成を受けて貸し付けられる経営資金を借り入れることができる被害農業者とするのであります。

第二は、天災によるこれらの永年性植物の樹体被害率が百分の五十(開拓者の場合は百分の四十)以上である旨の市町村長の認定を受けた農業者を特別被害農業者とし、天災融資法による経営資金のうち利率が特に年三分五厘以内と定められているものを借り入れることができるようにすることといたします。

以上が、この法律案を提案いたしました理由及びその内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいますようお願いいたします。

○委員長(辻武寿君) 本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後一時二十五分散会

六月二十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和三十年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「又は桑」を「若しくは桑」に改め、「農業による総収入額の百分の十以上である旨」の下に「又は天災による果樹、茶樹若し

くは桑樹（その者がこれらを栽培する面積が政令で定める面積以上である場合におけるその果樹、茶樹又は桑樹に限る。以下この項及び次項において同じ。）の流失、損傷、枯死等による損失額がその者の栽培する果樹、茶樹若しくは桑樹の被害時における価額の百分の三十以上である旨」を加え、同条第二項中「（開拓者にあつては百分の三十）以上である旨」の下に「又は天災による果樹、茶樹若しくは桑樹の流失、損傷、枯死等による損失額がその者の栽培する果樹、茶樹若しくは桑樹の被害時における価額の百分の五十（開拓者にあつては百分の四十）以上である旨」を加える。

附 則

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十八年一月一日以後の天災につき適用する。